

交第4号議案

横浜市貸切旅客自動車条例の一部改正

横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例

横浜市貸切旅客自動車条例（昭和40年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「及び小型車」を「、小型車及びコミューター車」に改め、同条第3号中「7メートル以下」を「6メートル以上8メートル以下」に、「29」を「33」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) コミューター車 車両の長さが6メートル未満で、かつ、旅客席数が14以下のもの

別表第1中表の部分を次のように改める。

運賃の種類			運賃の額	
時間制運賃	3時間まで	1車につき	大型車	55,000
			中型車	45,000
			小型車	40,000
			コミューター車	35,000
			大型車	11,000

	3時間を超える 時間	1車1時間につき	中型車	9,000
			小型車	8,000
			コミュニ ター車	7,000
キロ制運賃	1車1キロメートルにつき		大型車	250
			中型車	220
			小型車	190
			コミュニ ター車	180

別表第2中「3,080」を「4,000」に、「40」を「60」に改める

。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市貸切旅客自動車条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の申込みを承諾したものに係る運賃及び料金について適用し、同日前に利用の申込みを承諾したものに係る運賃及び料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

貸切旅客自動車について、車種区分を変更するとともに、運賃及び料金を改定するため、横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市貸切旅客自動車条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（車種区分）

第1条の2 貸切自動車の車種区分は、次のとおりとする。

（第1号省略）

- (2) 中型車 大型車、小型車及びコンピューター車以外のもの
及び小型車
- (3) 小型車 車両の長さが6メートル以上8メートル以下で、かつ、
旅客席数が $\frac{33}{29}$ 以下のもの
- (4) コンピューター車 車両の長さが6メートル未満で、かつ、旅客席数が14以下のもの

別表第1（第2条第1項）

運賃の種類			運賃の額	
時間制運賃	3時間まで	1車につき	大型車	55,000
			中型車	45,000
			小型車	40,000
			コンピューター車	35,000
	3時間を超える時間	1車1時間につき	大型車	11,000
			中型車	9,000
			小型車	8,000
			コンピューター車	7,000
		大型車	250	
		中型車	220	

交第4号

キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	小型車	190
		コミュニ ター車	180

運賃の種類			運賃の額	
時間制運賃	3時間まで	1車につき	大型車	38,400
			中型車	32,400
			小型車	27,800
	3時間を超える 時間	1車1時間につき	大型車	7,680
			中型車	6,480
			小型車	5,560
キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	大型車	170	
		中型車	150	
		小型車	120	

(備考省略)

別表第2 (第2条第2項)

料金の種類			料金の額
交替運転者配置料金	時間制料金	1車1時間につき	円 $\frac{4,000}{3,080}$
	キロ制料金	1車1キロメートル につき	$\frac{60}{40}$
(省 略)			

(備考省略)